（地價米價廳可）　（本號六面）　明治廿三年十月二日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

時事新報定價

時事新報へ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價
運送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ運送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ運送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一行ニ付	一日限	二日以上六日迄	七日以上
	十二錢	十一錢		十錢五厘

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

第二千七百九十五號
明治廿三年十月二日
舊暦庚寅八月十九日（丙辰）木曜日
（西暦一千八百九十年）

日出入　月出入
日出前六時五十三分　月出午後五時三十七分
日入午後七時十六分　月入午前九時十四分
薄明午前五時三十三分　薄明午後七時五十三分

時事新報

重ねて濾水の事に就ての注意

我輩は玉川上水濾水の一日も忽にす可らざる事に就き曾て其注意を紙上に述べたる事ありしが今日に至り益々事の急を感ずるに依り重ねて左に陳述す可し開く所に據れば東京府下水道改良の設計は既に成り其費用の出處も定まり遠からずして工事に着手する由なり府下百萬の生民は茲に純潔なる飲用水の供給を得て滿足する事ならんなれども設計に據れば工事の落成は凡そ五箇年を費す可しと云ふ工事の完全を要すれば五年十年は敢て長しと爲るに足らざれども顧みて目下の急を察すれば濾水の事の一日も忽にす可らざるものあるを如何せん世人の知る如く玉川の水は其性善良なりと雖も少しく雨降れば忽ち濁流と爲りて飲料に用ふ可らざるは勿論清白なる衣類の洗濯にさへ適せざる事多し況して過般來の如き暴風強雨に逢へば其汚濁殊に甚しく數十日を經過するも猶ほ且つ清を告る能はざるは我々の現状實驗する所にして昨今コレラ病流行の盛なる折柄、電車上第一の要素なる日々の飲用水に此缺點あるは誠に實に遺憾にして百萬の生民が斯る不清潔不健康なる水に其生命を托するかと思へば轉た寒心に堪へず即ち水道改良の計畫ある所以なれども前にも述ぶる如く工事の落成は着手以後五箇年を期するとの事なれば勿論目下の急に應ず可らず然るに一般の世人も漸く衛生の理を解し公私ともに銘々其事に注意するの今日、日々汚濁の水に生活し手を空うして數年後の清を期するは之を普通の人情に訴へて忍ぶ可きにあらざれば當局者は一日も猶豫するあるべからず兼て我輩の注意したる如く先づ取敢へず水道の上流に濾水器を設置するなど救急の一法あるべし其方法は他あし今度定まりたる改良の設計に從ひ他の部分に先ち濾水場を構造するまでにして特に之を造るに非ず始めより注意して改良後の水道に應用する事なれば敢て臨時の費用を失ふ譯けにもあらずして工事は暫時にして成る可きが故に唯だ目の事さへなれば不完全ながらも府下の生民は潔水の不幸後を免かれて聊か安心の場合に至る可し我輩は當局者の重鎮を願はず敢て此救急の一策を水道改良の當局者に勸告するものなり

時事新報

官報

勅令

第一條　市町村ハ其市町村内ノ府縣稅ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ徵收費用トシテ府縣ニ納付スルノ義務アルモノトス

第二條　市町村ハ過誤遺漏ニ依リ其徵收金ヲ亡失シタルトキハ之ヲ辯償スルノ責任ナシ

第三條　市町村ハ避クヘカラサル災害ニ遭リ其徵收金ヲ亡失シタルトキハ其責任免除ノ府縣知事ニ願願スルコトヲ得

第四條　府縣知事ハ前條ノ願願ヲ受ケタル命令者ニ於テ其徵收金額ノ百分ノ四ヲ徵收費用トシテ府縣ニ納付スルコトヲ得

第五條　府縣稅ヲ徵收スルトキハ府縣知事又ハ其委任ヲ受ケタル命令者ハ市町村ニ對シ徵稅令書ヲ發シ市町村長ハ徵稅令書ニ依リ徵稅傳令書ヲ調製シ之ヲ各納稅人ニ交付スルモノトス

第六條　市長ニ於テ收入命令ノ委任ヲ受ケタル場合ニ於テハ徵稅令書ヲ直チニ各納稅人ニ交付スルコトヲ得

第七條　隨時徵收ノ府縣稅ハ府縣知事又ハ委任ヲ受ケタル命令者ニ於テ直チニ各納稅人ニ徵稅令書ヲ發スルコトヲ得

第八條　徵稅傳令書ヲ受ケタル各納稅人及徵稅令書ヲ受ケタル市ノ各納稅人ハ稅金ヲ市町村ノ收入役ニ排込ミ其領收證書ニ市町村長ノ撿印ヲ得テ納稅ノ義務ヲ了ルモノトス

第九條　納稅人他ノ負債ニ依リ身代限ノ處分ヲ受クルトキ其賦ニ市長村ハ其徵收ヲ了ルモノトス

第十條　國稅若クハ市町村稅ヲ滯納シタル爲メ滯納者ノ財產ヲ賣却シタル場合ニ於テ既ニ徵稅令書ヲ發シタルモノアルトキハ市町村稅ニ先タチ府縣稅ヲ徵收スヘシ

第十一條　府縣稅納稅義務ノ猶予免除ハ國稅ノ例ニ依ル

第十二條　町村制ヲ施行セサル地方ニ於テハ此法律ニ依リ町村ノ爲スヘキ義務ハ戶長ニ於テ之ヲ行フヘシ

第十三條　此法律ニ關スル制則ハ府縣會ノ決議ヲ經テ府縣知事之ヲ定ムヘシ

第十四條　府縣制施行ニ至ル迄ノ間ハ此法律ハ明治二十四年度所屬ノ徵稅ヨリ之ヲ施行ス

第十五條　此法律ハ明治二十四年度所屬ノ徵稅ヨリ之ヲ施行ス

○芝罘港の漢行病　清國芝罘港にては本年八月中旬頃より一種の疫病流行し同港のみにても毎日凡り三十人位の罹患者あるのみなりと清人は人中に多く外國人の中には唯獨佛國に三人の患者ありしのみなりと雖ども其病勢は猛烈にして血肉亂壞し手足痙攣を發して遂に斃死すと云ふ兎に角死亡者過半なるを以て人心恟々驚食を安んぜざるの有様なり且つ其破船災害たるを推知し難分の保護を要したる中途に同僚の者九人聞入せしに附き同僚補助の軍書豚脂等を與へ繃帶を施す事相當の救護を爲したるに時恰も曉天に及び傷痍漸次に遭難者上陸し遂に負傷せるを以て夫々手當を爲し藁蓆十枚及び臥床覆一枚を以て被服の實驗に急報したりと云ふ

○長崎港檢疫の解除　朝鮮國釜山港にては虎列刺等延のため最に彼我人民の交通を遮斷し假に錫影島字小水垂を貿易場に定めたりしが時已に秋冷に臨し右病勢も頓に減少せしを以て同港に限り交通遮斷を解き即ち右假貿易場を撤去して全く平常に復したる旨同二十二日附を以て在同港本邦領事館より報告あり（外務省）

雜報

○グラツトストン氏　氏が一世の大政治家として大名を滿世界に博したる所以の者は固より偶然にあらず體々の素あるべしと雖ども就中氏の健康と記臆力は氏を して今日あるに至らしめたる最大の素因なりん氏は壯年の時より健康實に驚くべく强壯にして終夜睡眠僅に二三時間に過ぎず政務繁劇の折柄には此數時間をも節ずる程の次第なれ共睡眠の間は一切公事を忘れたる者の如く其熟睡の容貌は恰も頑是なき小兒の眠れるに異ならず又其勉强力記臆力に富むるみとは歐洲第一等の政治家たる資格に恥ぢざるべし數年以前曾てオクスホルドに會食の節談偶々同地學校歳入の古事に及び政務老練の古老にあらずんば誰も之を辨ずる者あらざるべしと一同思ひ居りしに古老も能く之を辨ずる能はず時に氏自ら進んで明に之を答へたり又或時朋友と共に新約全書を讀み二三日を經過し其朋友より全書中にありし詩の事に付き質問せられたるに氏は直に之を希臘の古詩に比較し明に其是非を既明したる其時氏は恰も六十三四歳の齡にて英國宰相兼大藏大臣の職に再任し毎夜下院の議論亂れて麻の如く紛糾錯節の中にありし時ありし氏は今日にても尚ほホーマー或はダントの詩を能く暗じ居れり又氏は近頃巴里及伊太利に於て演說したるが巴里に於ては佛語を用ひ伊太利に於て演說したるに先ち蓬も下調等に時を費すみとなかりし斯る事柄は平常充分の餘暇ある人にても中々容易の業にあらず況んや身英國改進黨首領の劇職に當り日夜心を滿世界の活勢に注ぎ年既に八十の高齡に達せし人に於てをや氏の健康と記臆力は實に古來稀なり今日肺腦の二慮は日本の政治病なり吾人大に贊成する所なかるべからずと或る政治家は慨然として物語れり

○土艦遭難者救護の顚末　土艦沈沒の次第は前日來の本紙に詳記せしが一昨日の官報には同乘組員救護の顚末を和歌山縣の報によりて詳記せり今左に轉載して讀者の一覽に供す

土耳其軍艦乘組員救護顚末　和歌山縣東牟婁郡大島村經野崎燈臺近傍に於て土耳其軍艦エルトグロール沈沒の報に接するや救護のため本縣書記官を晝夜兼行にて出張せしめ同官は同二十日該地に著し同二十四日一先歸縣せり（大島村は縣廳を距る四十四里餘諸島險阻加ふるに風雨のため諸川出水し且つ西牟婁郡田辺迄は電線斷殺中にして未だ通信する能はざるより此急報の縣廳に達せしは同月十八日午後十二時なり）今其救護の顚末及遭難の樣樣を綴記すれば左の如し（和歌山縣）

遭難の日時　九月十六日午後八時過

沈沒の場所　經野崎燈臺を距る南西壹里二三十間程

乘組人員　六百五十八

溺死人員　千百八十一人

救助人員　六十九人

發見死體　百二十一個

沈沒の原因及其景況　經野崎燈臺を距る二里許の所に於て機關に損所を生じ運轉自由ならざるに此際風浪猛烈にして該燈臺下南西の方に吹寄せられ危險に迫りかゝるより一錨の錨を投ずるや否機體旋轉して觸礁に觸れ瞬時に破碎沈沒せり其時一等艦長アリベーはブリッヂの上に在りて指揮しバシヤには甲板上艙邊の一室に在りしに急變の際救護の手段なく實に彼是相通ずんの途なを經なり午時午後九時半頃なりしと云ふ

救護の顚末　十六日午後十時過一人の外國人負傷探體のまゝ燈臺に聞入せり技手鶴瀨正淳は乃英語之助を交代時に際も共に臨上に在りしを能何するも知れざるに依り直に洋場帆裝式樂を用したるに彼れパーク船形を指示するを以て即ち帆走端船をもて信じ其破船艦災者たるを推知し應分の保護を要したる中途に同僚の者九人聞入せしに附き同僚補助の軍書豚脂等を與へ繃帶を施す事相當の救護を爲したるに時恰も曉天に及び傷痍漸次に遭難者上陸し遂に負傷せるを以て夫々手當を爲し藁蓆十枚及び臥床覆一枚を以て被服の實驗に急報したりと云ふ

實驗補學之右衛門に急報したりと云ふ

長瀨補學之右衛門に急報したりと云ふ

長瀨補學之右衛門に急報したりと云ふ

學警察分署に連報せり隨て村内の長小林征一及び巡査を協力して救護せしめ先づ負傷者を經野小學校及び學長、同郡書記と共に傍夜急行に到着し何も看護等將事を取扱へり

是より先き汽船防長丸は風浪を避けるや該船長直に其地に到り始て使スマルバシヤの乘組たるものなりと云ふ

遭難負傷者は經野に於て療養せしに一小部分にして將事不便少かれ共に負傷者を悉く大字大島薩生寺ヘ引取り十八日午前防長丸に乘組ませたり

十八日午前七時頃遭難軍艦ウォルトール、經野ノ沖ニ到着シ負傷者六十五人を該艦に乘組ませ直に出發せり

二十日午前七時頃遭難軍艦ウォルトール、經野ノ沖ニ到着シ負傷者六十五人を該艦に乘組ませ直に出發せり

庫縣外事課員長野桂太郎之に乘組の末遂に